

函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第7条に基づき、委員会の所掌事務について、専門的かつ技術的に検討することを目的として、函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を委員会に報告する。

- （1）中間処理施設の処理方式等に関すること。
- （2）最終処分場の構造等に関すること。
- （3）その他部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 部会は、部会委員5人以内をもって組織する。

2 部会委員は、専門的な知識を有する学識経験者を市長が委嘱する。

（任期）

第4条 部会委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する検討協議が終了し、委員会へ報告した日までとする。

2 部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故等があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。